

日本公認会計士協会は、会員及び準会員が、多様化する社会的課題の解決に貢献し、国民経済の健全な発展に寄与するという使命を踏まえ、自らを律し、かつ、社会の期待に応え、もって公共の利益に資することができるよう、監査及び会計に関する職業的専門家としての職責を果たすために遵守すべき倫理の規範として、倫理規則を定めます。

このたび、会員及び準会員が職業倫理の実践に努めるという意思表示としての「倫理宣言」を策定しました。

倫 理 宣 言

2022年7月

私たちは、監査及び会計に関する職業的専門家として自らを律する行動規範として倫理規則を遵守し、その基本原則の趣旨及び精神に従って行動し、職業倫理の実践に努めることを、ここに宣言します。

《誠実性》

1. 私は、職業的専門家として常に誠実な態度を保持し、率直かつ正直に、強い意志を持って適切に行動します。また、重要な虚偽又は誤解を招くような情報、思慮なく提供された情報及び省略又は曖昧にすることにより誤解を生じさせる情報には関与せず、情報の信頼性の確保に努めます。

《客観性》

2. 私は、バイアス、利益相反及び個人、組織、テクノロジー又はその他の要因に影響されることなく、職業的専門家として客観的な判断を行います。

《職業的専門家としての能力及び正当な注意》

3. 私は、ビジネスの進展やテクノロジーの動向を継続的に把握し、専門業務の提供に必要な知識及び技能を修得及び保持します。また、職業的専門家として、注意深く、適切に、かつ適時にその職責を果たすよう行動します。

《守秘義務》

4. 私は、自己又は第三者の利益のために業務上知り得た秘密を利用せず、公共の利益に対する社会の期待を認識し、正当な理由により守秘義務が解除される場合を除き、厳格に、業務上知り得た秘密を守ります。

《職業的専門家としての行動》

5. 私は、その職責を果たすに当たり、関連する法令及び適用される基準等を遵守し、公共の利益のために行動するという責任を全うし、職業的専門家に対する社会的信用を守ります。